

足立区プチテラス設置要綱

(目的)

第1条 まちの中に、ゆとりとふれあいのプチテラスをつくることにより、都市緑化の推進、都市景観の演出、安全性の確保、コミュニティの醸成の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 プチテラスとは、道路、施設及びバス停留所等に接して設けるポケットパーク(路地状空間を含む)をいう。

(整備区域)

第3条 区長は、整備すべき区域を重点地区と一般地区に分けて指定し、整備の推進を図る。(別表第1参照)

(用地買収選定基準)

第4条 用地買収の選定は、次に基準により、実施する。

- (1) 面積はおおむね20㎡から300㎡以下のもの。
- (2) 買収によるプチテラスから概ね100mを超えるもの。ただし、バスタッチ及び環境整備指導要綱によるものは除く。
- (3) 用地買収は、原則として重点地区を優先とする。
- (4) 環境整備指導要綱で定める基準を超える部分及び負担金の清算を超える部分で事業計画に支障のないものは、買収の対象とする。
- (5) 道路及びそれに準ずる通路等に3m以上接しているもの。ただし、奥行は接道部の延長のおおむね2.5倍以内とする。
- (6) その他、区長が特に認めたもの。

(民地、公共施設の活用)

第5条 事業用地は、民有地及び公共施設の所有者等の協力を得て、借地方式(民地の場合は5年以上無償借上)で設置するものとする。

2 前項による借地方式の設置については、距離の制限を行わない。

(買収用地の管理等)

第6条 買収用地の利用までの管理は、まちづくり課が行うものとする。

2 借地の賃借契約までの事前手続、及び用地利用までの管理は、まちづくり課が行うものとする。

(整備施設基準)

第7条 事業地内に整備する施設は、シンボルツリー、ベンチ、クズカゴ、ストリートファニチャー、彫刻、園内灯等とする。

(整備の分担)

第8条 区有地の整備については区が行い、借地の整備は、まちづくり公社が行うものとする。

(維持管理の方法)

第9条 整備完了後の維持管理については、原則としてまちづくり公社に委託する。

(用地の土地情報の収集等)

第10条 用地に関する情報は、次の方法により収集する。

(1) 企画部・施設部・宅地建物取引業足立支部の協力を得る。

(2) 都市整備用地の先行取得に関わる要綱を活用する。

(協議)

第11条 第3条によるプチテラス用地の選考については、関係機関(別紙第2参照)に協議して決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

別表第 1

□重点地区	□一般地区
1．沿道環境整備事業	1．細街路計画に接する空地
2．不燃化促進事業	2．バス停に接する空地
3．防災生活圏モデル事業	3．公衆トイレに接する空地
4．住環境整備モデル事業	4．ポンプ場に接する空地
5．地区計画	5．土地区画整理地区内のまちかどに 接する空地
6．地区住環境総合整備事業	
7．都市景観・彫刻のまち事業	6．
8．公共施設建設	
9．市街地再開発事業	
10．都市計画道路・橋梁事業	
11．駅前広場	
12．親水緑道	
13．コミュニティ道路	
14．緑化協定地区	
15．建築協定地区	
16．優良再開発建築物促進事業	
17．優良住宅地段階整備誘導事業	
18．ウォーターフロント整備誘導事業	
19．特定住宅市街地整備事業	
20．街なみ整備促進事業	
21．商店街環境整備事業	

別表第 2

プチテラス用地関係機関
企 画 課
予 算 課
用 地 課
都市計画課
開発指導課
建 築 課
計画調整課
商工振興課
まちづくり委員会部会長
まちづくりシステム部会長
環境整備計画部会長
環境整備調整部会長
財政・再開発部会長
まちづくり公社第一事業部